

## 光ねっとmimaサービスにおけるONUレンタル利用規約

株式会社光ネット(以下「当社」といいます。)は、当社が提供する「美馬市情報通信ネットワーク施設」(以下「美馬市FTTH回線」といいます。)を利用した光ねっとmimaサービスにおけるインターネット接続サービス及びケーブルテレビサービス(以下「本サービス」という。)に利用する光電変換装置(以下「ONU」という。)のレンタル利用に関し、以下のとおり利用規約(以下「本規約」といいます。)を定めます。本サービスにおいてONUレンタル利用会員(以下「会員」という。)として登録される方は、本規約が適用されます。

(本規約の範囲および変更)

第 1 条 本規約は、ONUレンタル利用会員に適用します。第 4 条で規定する利用契約が成立後、会員は誠実に本規約を遵守する責務が発生します。

2 会員登録は本サービスの利用者に限定し、当該会員の家族その他の者(以下「関係者」といいます。)の名義では契約できません。

3 会員は当該関係者が本サービスの規約に定める禁止事項のいずれかを行い、または故意または過失により当社に損害を被らせた場合、当該関係者の行為を当該会員の行為とみなして、本規約の各条項を適用します。

4 当社は会員への予告なしに、本規約を変更する場合があります。当該変更は、当社から会員への通知をもって、会員はこれを承諾するものとします。本規約の変更があった場合、本サービスの提供条件、責任の範囲等一切の条件は変更後の規約によるものとします。

(通知および同意の方法)

第 2 条 当社から会員への通知は、本規約に別段の定めのある場合を除き、本サービス上の一般掲示、本サービス経由の電子メール、またはその他当社が適当と認める方法により行います。

2 前項の通知が本サービス上の一般掲示で行われる場合、当該通知が本サービス上に掲示され、会員が本サービスにアクセスすれば当該通知を閲覧することが可能となったときをもって会員への通知が完了したものとみなします。

3 本条第 1 項の通知が電子メールで行われる場合、会員の電子メールアドレス宛に発信し、会員の電子メールアドレスを保有するサーバーに到着したことををもって会員への通知が完了したものとみなします。会員は、当社が電子メールで発信した通知を遅滞なく閲覧する義務を負うものとします。なお、電子メールの閲覧とは、会員がそのサーバーに配置された電子メールを画面上に開示し、内容を熟読して、確認することをいいます。

4 当社は、本条第 1 項のいずれかの方法により会員に通知を行った場合、通知日より 30 日の経過をもって、会員が通知の内容を承認し、かつこれに同意したものとします。ただし、会員より通知内容について、通知日より 30 日以内に書面をもって異議の申し出があった場合は、この限りではありません。

(利用申込)

第 3 条 本サービスへの利用申込みに合わせて本規約を承諾したうえで、本人が利用申込者として当社が別途指定する所定の手続きに従って会員登録を申込むことができます。利用希望者が 18 歳以上の場合、本人が利用申込者として利用を申込みます。ただし、利用希望者が 18 歳未満の場合、親権者が利用申込者として利用を申込みます。上記の要件を充足しない申込みは、有効な申込みとはならず、利用申込は成立いたしません。

(利用契約の成立)

第 4 条 当社は、利用申込者から提出される書類等が第 3 条の規定に従ったものであり、かつ本条第 4 項の規定に該当しない場合に限り、当該申込みを承認し、当社所定の手続きを経たうえでONUレンタル利用会員の登録(以下「会員登録」といいます。)を行うものとします。

2 利用契約は、当社が会員登録をした日に成立するものとし、会員登録日を料金適用開始日とします。

3 当社は、利用申込者が以下の項目に該当する場合、当該、利用契約を拒否することがあります。

- (1) 本サービスの契約申し込みがない場合。
- (2) 利用申込者が日本国外に居住する場合。

- (3) 利用申込者が、過去に当社が提供するサービスにおいて、違反行為等により、会員の会員資格の取消しが行われている場合。
- (4) 申込内容に虚偽、誤記または記入もれがあった場合。
- (5) 利用申込者が 18 歳未満の場合。
- (6) 利用申込者の指定した支払方法が決済手段として利用ができない場合、または利用できないことが判明した場合。
- (7) 利用申込者が被補助人、被保佐人、または成年被後見人のいずれかであり、利用申込みの際にそれぞれ、補助人、または補助監督人、保佐人、または保佐監督人、成年後見人、または成年後見監督人の同意を得ていない場合。
- (8) 本サービスの利用申込みと同時に申込みしたオプションサービスの利用規約に違反している場合、および違反していることが判明した場合。
- (9) 利用申込者が、当社が定める本規約に違反している場合、および違反していることが判明した場合。
- (10) 回線設備等の問題により、利用申込者へサービス提供が技術的、経済的に困難と判断される場合。
- (11) その他、当社が利用申込者を会員とすることを不適当と判断する場合。

(契約の単位)

第 5 条 当社は、契約者回線 1 回線ごとにONUレンタル利用契約を締結します。

(登録内容の変更)

第 6 条 会員は、本サービスの利用申込みににおいて届出た内容に変更が生じた場合には、速やかに当社が別途指定する所定の手続きに従って、変更の届出を当社に行うものとします。

2 前項の届出を怠ったことにより、本サービスの利用ができないなど、会員または第三者に生じる損害については、当社は何ら責任を負うものではありません。

3 会員は、本条第 1 項の届出を怠った場合に、当社からの通知が不到達となっても、通常到達すべきときに到達したとみなされることをあらかじめ異議なく承認するものとします。

(会員登録の解除)

第 7 条 会員が会員登録の廃止または解除(以下「解約」といいます。)を希望する場合は、月末営業日をもって本サービスの利用契約に合わせて解約するものとし、解約を希望する月(以下「解約希望月」といいます。)の 20 日までに、当社が別途指定する所定の手続きに従って、当社に届出るものとします。

2 解約までに発生したすべての債務は、解約後といえども存続し、会員は当社に対し、その債務の履行義務を負います。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないとともに、会員が解約に伴い、当社に対して、何らかの請求権を取得することは一切ありません。

3 ONUレンタル利用契約を解除する場合、本サービスは利用できなくなるため、会員登録の解除と合わせて本サービスの解約を申し込むものとします。

4 本サービスのみを一時停止もしくは解約をされる場合は、ONUレンタル利用契約は継続するため、ONUレンタル利用契約の解除申し込み及びONUの撤去が完了するまではレンタル料金は継続してお支払いいただきます。

5 会員登録から起算して 1 年間の最低利用期間があります。この最低利用期間内に本サービスを解約する場合、最低利用期間内の残存月のONUレンタル利用料金を別途当社が定める方法に従い、一括して支払うことに合意するものとします。最低利用期間を過ぎて解約する場合は、解約月のONUレンタル利用料金を請求させていただきます。なお、解約月の請求について、日割りによる精算はございません。

(会員資格の中断・取消)

第 8 条 会員が以下の項目に該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員資格を中断または取消することができるものとします。また、会員資格が取消された場合、当該会員は、当社に対する債務の全額を直ちに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金

等の払戻義務を一切負わないものとします。

- (1) 本サービスの利用申込みにおいて、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。
- (2) 本サービスの規約で禁止している事項に該当する行為を行った場合。
- (3) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
- (4) 会員の指定した決済手段において滞納が発生した場合、又は利用停止処分等を含むその他の事由により利用できないことが判明した場合。
- (5) 会員に対する差押もしくは仮差押の申立てがなされた場合、または会員が強制執行もしくは滞納処分を受けた場合。
- (6) 会員の振出もしくは引受にかかる手形もしくは小切手が不渡りとなった場合、または会員が銀行取引停止処分を受けた場合。
- (7) 会員の属する団体につき破産手続開始決定、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立てが行われた場合、または解散決議がなされた場合。
- (8) 会員に対し当社からの通知が到達しなかった場合、その他会員の所在地が判明しなくなった場合。
- (9) その他、会員の信用状態が悪化しまたはそのおそれがあると当社が判断した場合。
- (10) その他、本規約に違反した場合。
- (11) その他、会員として不適切であると当社が判断した場合。

2 会員資格を取消しされる場合は、当社は、当該会員が締結している本サービスに付随するすべての契約を解除できるものとします。また、当該会員が当社から他のサービスの提供を受けている場合において、当該サービスの利用契約の解除事由が発生したときは、当社は、本サービスの会員資格も取消しすることができるものとします。

(設備の設置および費用の負担等)

第 9 条 本サービスに係る当社の業務に必要な設備の設置工事ならびに保守は、当社およびその指定する業者が行うものとします。

2 会員は、本サービスに係る必要な設備の工事費用について負担するものとします。

3 サービス開始に至るまでに、利用申込者の都合により利用申込の取消を行った場合、それまでにかかった費用は利用申込者の負担とします。

4 会員は、会員の都合により引込み線および利用者側端末装置の設置場所の変更等を行う場合、それに要する費用を負担するものとします。

(故障修理)

第 10 条 当社または当社の指定する業者は、会員から当社の提供するサービスに異常がある旨の申し出があった場合、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。ただし、異常が会員の所有する設備等に起因する場合は、この限りではありません。

2 会員は、当社の提供するサービスに異常をきたしている原因が会員の設備に起因する場合、その修復に要する費用を負担するものとします。

3 会員は、会員の故意または過失により、回線設備もしくは当社の設備に異常が生じた場合、その設備の修復に要する費用を負担するものとします。

(便宜の提供)

第 11 条 会員は、当社の指定する業者が設備の設置、検査、修理を行うため、会員の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに便宜を提供するものとします。

(設置場所の変更等)

第 12 条 会員は、設置場所を変更するにあたり、その変更先が本サービスの提供エリア内で、かつ最寄りにサービス提供用の回線設備に余裕がある場合、設備の設置場所の変更ができるものとし、その変更に必要な費用は会員が負担するものとします。

2 会員は前項の規定により、設置場所を変更しようとする場合、当社が別途指定する所定の手続きに従って、当社にその旨を申し出るものとします。

(個人情報の取り扱い)

第 13 条 当社は、会員が本サービスの利用申込みを行った際に知り得た個人情報、または会員が本サービスを利用する過程において、知り得た個

人情報に関し、個人情報保護に関する関連法律等を遵守し、個人情報の適切な保護に努めるものとします。その具体的な取扱方法等については、当社が別途定める「プライバシーポリシー」に準拠するものとします。また、会員は当社が会員の個人情報を当社の「プライバシーポリシー」に基づき利用することを承諾するものとします。

2 当社は、会員の個人情報に関し、当社が本サービスを提供する目的の他に、以下の項目に該当する場合を除き、当社は、これらの情報を処理、または開示しないものとします。

- (1) 会員が、限定個人情報(会員の氏名、住所、電話番号、性別、年齢、電子メールのアドレス等)の開示について同意している場合。
- (2) 当社が、本サービスの利用動向を把握する目的で収集した統計個人情報(会員の個人が特定できない情報群)を開示する場合。
- (3) 当社に対して、法令により、あるいは法令に基づき限定個人情報の開示が求められた場合。

(利用料金等)

第 14 条 会員は、ONUレンタル利用申込書による利用申込契約の締結に基づき、ONUレンタル料金(別記 料金表)を月払いにより支払うものとします。この場合において、本サービスの申込み時に会員が指定した金融機関から口座振替により支払うこととします。なお、公共機関等で特段の理由がある場合は当社と別途協議した支払方法によって支払うことを可能とします。なお、その利用料金およびその他の費用は、当社が別途定める料金表によるものとします。

2 会員は、サービス開始日を含む当該月から料金が発生し、日割り計算はありません。なお、同一世帯で契約者名義が変わる場合は新規加入ではなく名義変更として扱います。

3 当社は、本条第 1 項に規定されるONUレンタル料金を変更する場合、当社が別途定める方法によって、会員に 30 日以上前に通知することにより、改定することができるものとします。この場合において会員は、自らの責任において、ONUレンタル料金の変更通知を確認する義務を有するものとします。また、ONUレンタル料金に変更された後に、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、変更されたONUレンタル料金に同意したものとします。

4 ONUレンタル料金について、会員と当社との間に生じる問題を理由として、会員が支払いを拒む場合には、当該紛争期間中会員は会員資格を有しないものとし、本サービスは利用できないものとします。また、会員が本条第 3 項で選択した支払方法において名義人が会員と異なる場合、名義人が支払いを拒む等の紛争が生じたときにおいても、会員は、当該紛争期間中は会員資格を有しないものとし、本サービス及びONUレンタル利用できないものとします。

5 会員は、ONUレンタル料金の請求金額が異常だった場合、その通知を受けてからあるいは開示を受けてから 30 日以内に当社にその旨を書面により通知するものとします。この期間が経過した場合は、会員は請求代金について承諾したものとします。

6 会員が当社に対しONUレンタル料金を支払う場合において、会員は当該料金の消費税相当額を合わせて支払うものとします。

7 当社は、本サービスの規約によりサービスを中止・中断した場合にも、会員はその期間中のONUレンタル料金とこれにかかる消費税相当額の支払いを要します。

8 当社は、消費税相当額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(延滞利息等)

第 15 条 会員は、請求代金に関して、その支払期日までに支払いを行わない場合には支払期日の翌日から起算して支払いの日まで、年 14.5 %の割合で計算される金額を延滞利息として、当該請求代金とあわせて支払うものとします。

(責任の制限)

第 16 条 レンタルONUの故障により生じた損害、当社の予見可能性の有無に拘わらず特別の事情から生じた損害、または逸失利益を含む間接損害については、当社は賠償責任を負わないものとします。

なお、本サービスの中断については本サービスの規約により対応させていただきます。

(免責事項)

第 17 条 当社は、レンタルONUの故障による本サービスのサービス内容および会員が本サービスを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等のいかなる保証も行わないものとします。

(準拠法)

第 18 条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

(紛争の解決)

第 19 条 本サービスに関連して、会員と当社との間で紛争が生じた場合には、当該当事者がともに誠意をもって協議するものとします。

2 前項の協議をしても解決しない場合、当社の本社所在地を管轄する簡易裁判所、または地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

(協議)

第 20 条 本規約に定めのない事項および会員と当社との間で疑義が生じた事項については、当該当事者がともに協議し、円満にその解決にあたるものとします。

【別記 料金表】

機器名	月額料金（税抜）	消費税額（10%）	月額料金（税込）
ONU	1,091 円	109 円	1,200 円